

定 款 施 行 細 則

第 1 章 役員選任

(選出の方法)

第 1 条 定款第 2 4 条の役員選任のための選出方法などは、本細則に定めるところによるほか、会長が別に定める役員選挙規程による。

2 選出役員登録に関しては、正会員（法人にあっては、その代表者又は代表者に準ずる者）の中から選任する。ただし、員外理事についてはこの限りではない。

3 役員選挙は、連記式無記名投票によって行い、有効投票の多数を得たものを当選人とする。ただし、得投票数が同じであるときは、籤で当選人を定める。

第 2 章 顧問・相談役

(資 格)

第 2 条 顧問及び相談役の資格は、次のとおりとする。

(1) 顧 問 学識経験のある者のうちから理事会の議決を経て会長が委嘱する。

(2) 相談役 会長の任にあった者又は10年以上役員であった者で理事会の議決を経て会長が委嘱する。

(任 期)

第 3 条 顧問及び相談役の任期は、2 年以内とし、再任を妨げない。

第 3 章 入会

(手 続)

第 4 条 定款第 6 条に定める正会員及び準会員の資格取得にあたっては、正会員 2 名以上（以下「推薦会員」という。）の推薦書を添えて、入会申込書を会長に提出するものとする。ただし、理事会が認めた場合は、この限りでない。

(推薦資格)

第 5 条 前条の推薦会員は、この法人の会員として 2 年以上在籍する者であるとともに、うち 1 名は、入会を希望する個人又は法人と同地区内の会員とする。

附 則

この細則は、平成 2 7 年 5 月 2 1 日から施行する。

様 式

平成 年 月 日

公益社団法人福島県ビルメンテナンス協会

会 長 様

(推薦者)

所 在 地

社 名

代表者名

印

推薦について

協会加入について、下記の者は定款等による資格を有しているので、推薦します。

記

(加入申請者)

所 在 地

社 名

代表者名